

事務連絡
令和5年8月31日

各都道府県教育委員会特別支援教育主管課
各指定都市教育委員会特別支援教育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

令和5年度学校における医療的ケアの実態調査等について（依頼）

日頃から、医療的ケア児への支援をはじめとする特別支援教育の推進に御尽力いただき、御礼申し上げます。

さて、文部科学省では、令和5年度における医療的ケアの実態等を把握し、今後の施策の参考とするため、学校における医療的ケアの実態について、別紙1の実施要領により調査を実施させていただきます。

また、令和5年度は、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）」の施行から約2年となることを踏まえ、「学校における医療的ケア実施体制充実事業（安心・安全な医療的ケアの実施に向けた取組の推進に関する調査分析事業）」を文部科学省からPwCコンサルティング合同会社に委託し、学校における医療的ケアの取組の実態や成果等を把握する目的で、別紙2・3・4の通り「学校における医療的ケアの実施体制調査」を「学校における医療的ケアの実態調査」と併せて実施いたします。

については、各都道府県教育委員会特別支援教育主管課及び指定都市教育委員会特別支援教育主管課においては、調査の回答への御協力をお願いするとともに、各都道府県教育委員会特別支援教育主管課においては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、指定都市教育委員会特別支援教育主管課においては所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては、所管の私立学校に対し、附属学校を置く国公立大学法人においては、所管の附属学校に対し、構造改革特別特区法（平成14年法律第189号）第12条第1校の認定を受けた各地方公共団体の株式会社立学校事務主管課においては、所管の学校設置会社の設置する学校に対し、依頼等くださるよう併せてお願いします。

なお、別紙2・3・4の調査は、各回答者から直接調査票を送付いただくため、教育委員会等で取りまとめる必要はございません。

また、両調査における学校宛の調査については、医療的ケア児が在籍する学校のみを対象としているため、各教育委員会等において医療的ケア児が在籍している学校を把握している場合には、当該学校のみ調査票を送付いただくようお願いします。

【対象調査】

○文部科学省実施分

- ・学校における医療的ケアの実態調査

○PwC コンサルティング合同会社実施分

- ・学校における医療的ケア実施体制調査

【方法・締切】

○学校における医療的ケアの実態調査

別紙1の実施要領に基づき、令和5年10月11日（水）17時までに文部科学省に必要なデータが全て届くように御対応ください。

※教育委員会や学校のデータを取りまとめ、御確認頂いた後、文部科学省にご提出いただくこととなりますので、適切な期限を設定し、御対応くださるようお願いいたします。

○学校における医療的ケア実施体制調査

別紙2・3・4に基づき、令和5年10月11日（水）17時までに必要なデータが指定のホームページ若しくはメールアドレスに届くように御協力いただければ幸いです。各回答者から直接御提出いただく形になっておりますので、取りまとめて頂く必要はございません。

【問合せ先】

特別支援教育課支援第一係 担当：中宮、松本

電話：03-6734-3192

E-mail：seika@mext.go.jp